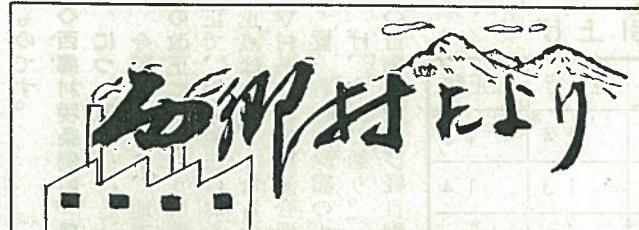


西郷村の人口及世帯数 (47.7.1現在)	
世帯数	2,317
人口	10,548
男	女
5,201	5,257



発行日 昭和47年8月1日発行

発行所
西郷村役場
(電話磐城熊倉)
1番・2番・4番・7番
編集発行
企画課
印刷所
ワタベ印刷所



(完成された村民プールで泳ぐ子どもたち)

第一回 臨時議会開かれる

II 補正予算案など十件

六月二十八日(三十日の三日間、村議会第一回臨時議会が開かれた。議案は昭和四十七年度一般会計補正予算、村税条例の改正など十件が上提出され、いずれも原案通り可決決定した。

◇專決処分について承認を求める件について

昭和四十六年度一般会計補正予算の林業振興費(百五十一万八千円)道路新設改良費(八百四十一万二千円)について臨時急施を要したため、議会を招集する暇がなかったので専決処分にし、今回議会の承認を求めた。

◇昭和四十七年度一般会計補正予算

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ一千四百九十四万四千円を追加し、予算総額は六億四千六百六十四万六千円となった。

歳入の主なものは、地方交付税で一千四百万円の増額、他に農林水産業費に対する県の補助金八十一万四千円などです。

歳出では、村道下新田柏野線道路改良費(六百五

十万円)道路補修砂利購入費(百万円)新庁舎付属設備工事(二百五十万円)収入役室金庫他(七十万円)

県単熊倉地区用水路工事(七十万円)忠魂碑移転費(二十五万円)森林資源開発事業生産施設費補助金(四十四万二千円)林道設置補助金(七十一万二千円)が主なものです。

◇西郷村役場の位置を変更する条例について

役場庁舎が移転した場合役場の位置は次のように変ります。

西郷村大字熊倉字折口原二十八番の二十九

◇西郷村公告式条例の一部改正について

これも役場庁舎の移転とともに西郷村掲示場の位置が、西郷村大字熊倉字折口原二十八番の二十九と変るもので、

控除額の引上げ

区分	現行	改正額
名称		
基礎控除	14 万	15 万
配偶者控除	13	14
扶養控除	10	11
障害者、未成年者、老年者 又は寡婦についての非課 税の限度額	35	38
寡婦控除、障害者控除、老 年者控除、勤労学生控除	9	10
特別障害者控除	11	12
配偶者のいない世帯の 一人の扶養親族に係る 扶養控除	11	12
個人の白色申告者控除 限度額	15	17

今回の改正は、地方税法の改正にともなう所要の改正で、地方税法のおもな改正点は次のようなものです。▽村県民税の軽減合理化措置、各種控除額の引き上げ、右表の通り。

これまで年三回行なわれていた議会定例会を、社会情勢の急速な発展とともにない行政需要が増大化したので、定例会を年四回とするのです。

△西郷村議会定例会の回数
を定める条例の一部改正
について

バスの標準税率を一般乗合のもの年額一万四千円、それ以外のものは年額三万

現在、公共の消火栓の漬
留用使用立合手数料が有料
であるのを、無料とするも
のです。

▽電気ガス税
電気の免稅点を七百円から八百円に引き上げ、ガスは千四百円から千六百円に引き上げられた。

◆ 土地開発基金の運用について

得のため三百万元基金運
が認められた。

議長をはじめ議員、婦人会
体育関係者など多数出席し
盛大に行なわれ、終了後に

児童、生徒、青少年の体位の向上、心身の健全な発達などを計る上にも大きな期

待望の村民ブル・オープン
子どもたちは大よろこび

近年、子供たちの唯一の遊泳場でもある阿武隈川は自衛隊の演習場使用、砂利採取、ゴミ投棄などによる

▽ 料 金



[村 民 プ ー ル 開 園 式]

せん。
そこで村では、村民ブームの必要を感じ昨年六月から総工費千三百十六万四千元、そのうち防衛施設庁の補助六百三十万円、国民年金積立金の還元融資四百三十万円を受け、工事が始められ、昨年九月に完成した。

午後十三時～十六時

▽ 料 金
大 人 二十田

設備を備えた立派なプールです。

8月は個人事業税の納期です。

個人事業税第1期の納期は

8月31日までです

納税は便利な口座振替のご利用を。

納期内の納入にご協力下さい。

〈白河县税事務所〉





〔花壇作りに励む寿会の会員の方々〕

美しい自然を大切にしよう

手作りの花壇設置（西郷村）

西郷村の老人クラブ、寿会の皆さんが七月五日、早朝から甲子街道沿いに手作りの花壇を設置し、観光客やドライバーの目を楽しませています。

これは昨年から寿会の年中行事として発足したもので、社会奉仕活動の一環としているものです。この日、約四十人の会員が川谷の四ツ門から新甲子温泉までの十カ所に花壇を設置し、植えられた花は真紅のサルビア、ケイトウ、濃いオレンジのマリーゴー

ルドなど四種類です。

今日、観光ブームの波は私達の村にも押し寄せ、都

会の人々は都会の雑音やいそがしい日常生活を逃がれ家族づれや若い人達が多く、おとづれています。

私達は、このように緑の自然に恵まれた郷土を老人クラブの皆さんにならって自然を大切にし、村を美しくする心がけがほしいもの

です。

県の四十六年度土木事業 村内に一億九千万円

△一般選挙による委員
鈴木 和知 正次
鈴木 重晴 鈴木 五三郎
鈴木 熊倉
和治 真船
平作 重次
長坂 正次
柏野 上羽太
追原 下羽太

▽一般選挙による委員
七月十五日、任期満了にともなう農業委員会委員一般選挙が行なわれ、十五名が当選しました。
なお、村長選任委員は追つてお知らせします。

新しい農業委員決まる



事業名	施行箇所	事業量	実施額
観光施設	日光国立公園(赤面山)	L=612m W=7.0m	24,802
崩落防止	289号線(安心坂)	212m	2,411
舗装補修	289号線、舟津、羽鳥、白河線	合計 3,815m	7,642
道路橋梁維持	小田倉、那須線、舟津、羽鳥、白河線	83m ヒューム管工 コンクリート暗渠	1,566
第2種事業 (県単)	289号線、舟津、羽鳥、白河線	案内標識 61基、 ガードレール 266m	1,937
道路改良	白坂(停)、小田倉線、他6カ所	合計 2,432m	22,474
舗装新設	舟津、羽鳥、白河線	555m	4,717
簡易舗装	増見、小田倉線	977m	10,227
橋梁整備	小田倉橋	L=320m W=5.5m	4,505
道路調査	289号線(甲子)	測量、予備設計	5,762
凍雪害防止	289号線、舟津、羽鳥、白河線	合計 217,974m	20,519
雪寒関連	289号線	1,262m	1,742
国道舗装	289号線	L=34,325m W=5.5m	43,200
災害防除	舟津、羽鳥、白河線	L=209m モルタル吹付工3,117m ²	8,300
河川改良	堀川、真名子川	292m 連節ブロック	4,381
河川局部改良	阿武隈川	300m	5,640
砂防事業	中の沢	L=44m H=9m V=132,572m ²	15,470
公共災害復旧	舟津、羽鳥、白河線、他3カ所	合計 128m	5,927
計			191,292

他に橋梁補修費、雪寒関連、河川調査費などがあります。

酒は桃の花の盛りに作る
のが一番良いといわれてい
た。酒のタネは冷飯に生米
と麹をまぜて作る。水を入れ
れないで七日ぐらい置く。

七日過ぎると発酵して苦味
酸味、甘味がでてくる。タ

ンに詰めておいた。

食品加工

民族資料報告から(1)

て、飯を芯のないほどの固
さに焼き、人肌ぐらいにさ
ます。これにタネをあわせ
て桶に入れ一週間ぐらいい置
く。油のような色になつた
ところで絞る。桶の上にの
せ木をし、その上に「フネ」
をあげる。濁酒を袋に入れ
てフネにのせ、重しをして
ふたをする。絞ったものは

夏の事故防止運動スタート

交通事故防止村民総ぐるみ運動

(七月二十一日～八月三十一日)

子どもの事故防止運動

(七月一日～八月三十一日)

例年、交通事故や子どもの事故が多く発生するこの時期をとらえ、運転者の安全運転の励行と子どもおよび老人の交通安全の確保を図り、元気で明るく、事故のない生活が送られるよう、村民すべてに積極的な協力を得、地域ぐるみの運動をすすめようとするものです。

[役場前に立てられた立看板]



- ◆ 安全運転の励行
- ▽ 会社、事業所等の運行車両の安全速度の励行
- ▽ 初心ドライバーに対する安全運転特別講習
- ▽ 高校生の二輪車の安全運転実技指導
- ▽ 無謀な運転に対する監視
- ▽ レジャー等に伴なう安全運転の確保
- ▽ ヘルメット着用の指導啓蒙
- ▽ 踏切事故防止の徹底
- ◆ 子どもと老人の安全確保
- ▽ 夏休み前の交通安全教育の徹底
- ▽ 家庭における安全教育の推進
- ▽ 幼児母親の交通教室の開設
- ▽ 老人家庭に対する交通安全全診断
- ▽ 街頭における愛の一声運動の推進
- △ 夜間ににおける歩行者の安全確保

◇子どもの事故防止として
は交通事故、水の事故、花火の事故などが考えられますが、なんといっても交通事故と水の事故でしょう。

そこで水死事故防止対策として次のことにについて特點として次のことについて特

にご協力を願います。

▽ 区域における危険個所の点検と整備

▽ 所有者に対し危険個所の表示及び安全施設の整備

▽ もぐり砂利採取がある場合は警察署に通報を

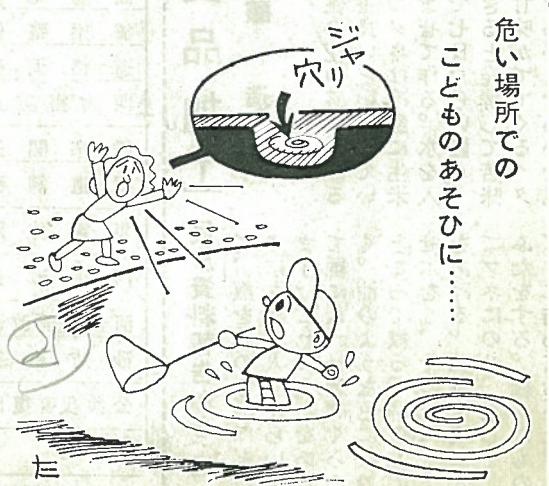
▽ 保護者家庭においては幼児をひとりで外出させないとともに子どもから目を離さないこと

▽ 危険な場所で遊んでいる子どもを見かけたときは他地域の人も進んで注意を

▽ 救助体制の充実についてもPTA、地域住民、各種団体による危険個所のパトロールを完全実施され、村から水死事故のない明るい村造りが重要ではないでしょうか。

危い場所での
ことのあそびに……

ひとかけよう



水泳の事故をなくそう

みんなが守ろう

- ① 水泳を始める前に
 - ・ からだの弱い人、重い病気などした人は医師にみてもらい、指示を受ける
 - ・ からだの悪い時は泳がない。
 - ・ 水泳場の注意、監視者の指示に従う。
 - ・ 準備運動をしてから水に入る。最初からとびこんだりしない。
- ② 練習中の注意
 - ・ おぼれるまねをしない。
 - ・ けいれんがおこったら、顔をつけて浮きその場所の筋肉を伸ばすようにする。動けないときは仰向きに浮いて近くの人や監視の人をよぶ。
 - ・ とびこむときには、水の深さや水中にあぶないものがいいかをたしかめる
- ③ 水からあがったら
 - ・ きれいな水で眼を洗い、耳の水を出す。
 - ・ みんながそろって帰る。

花火の季節

花火遊びは、大人が一緒に



・花火、特に平玉、差玉を
ほどぐして遊ぶことは危険
なのでやつてはいけませ
ん。

- ・ 風の強いときは花び遊びはやめましょう。
- ・ 吹出し、打上げなど筒物
- ・ 花火は途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。
- ・ 花火をポケットに入れないとようになります。
- ・ なるべく大人といっしょに遊びましょう。
- ・ 花火に書いてある遊び方を良く読んで必ず守りましょう。

正しく遊んで楽しい花火

ご存じですか

やせしい道路交通法

◇歩行者

(十四) 法を離さない

- ▽斜めに横断する
- ▽車の直前直後横断する
- ▽横断禁止の道路を横断す

・合図を忘れないで下さ

◆自動車

先ではない（法三十八）
歩行者優先は横断歩道のないところ、横断歩道のすぐ近くを横断するときだけです。どこでもかまらず横断するのは一番危険です。

・歩行者でも処罰されます（法一二一）
警察官の指示に従わないでつぎのような行為を続けると処罰の対象になります
▽右側はしを通行しない
▽歩道があるのに車道を歩く

・千鳥足で歩いても処罰されます。(法七十六) 酒によってふらふら歩いたり、道路上に寝そべるなど交通の妨害になるような行為は、処罰の対象になります。

していませんから、前後左右の車によく見えるところを確実に合図することが大切です。なお合図は自動車と同じく三十秒手前からすることになります。

たとえ夫婦親子でも一乗りはいけません。

せる普通車が、その半分の三十キロで走ったから徐行だとはなりません。すぐとまれる速度のことです、常識的には時速十キロ以下でしょう。

カーブや、こどもが遊んでいるときなど、危い場所や危いときは、まず徐行、徐行こそ交通事故を防ぐ手です。

畑の除草は適当な所に集め道路にすてないようしよう。

田の「ヒエ」も水路、道路に、すてないようになよう。

正しく遊んで楽しい花火

遊ぶときの注意

- ・花火、特に平玉、差玉をほぐして遊ぶことは危険なのでやつてはいけません。
- ・たくさんの花火に一度に火をつけないようにします。
- ・花火を人や家に向けたりもえやすい物のある場所で遊ばないようにしましょう。

・風の強いときは花び遊びはやめましょう。

・吹出し、打上げなど筒物花火は途中で火が消えても筒をのぞいてはいけません。

◇歩行者

- ・子どもから目を離さない（法十四）
- ・立ち話しさ交通違反となります法。（七十六）
- ・車のとおる道、六歳未満のこどもさんを一人歩きさせたり、十三歳未満のこどもさんを道路や踏切りなどでは遊ばせていいことには遊ばせていいことには

やさしい道路交通法

△斜めに横断する

△車の直前直後横断する

△横断禁止の道路を横断する

◇合図を忘れないで下さってください

△車に出ることがある

△おしゃべりは女性の特権

△左折するときは左腕を水平に伸ばすか、あるいは古腕を上に高くあげて下さい。

△右折または右に横断するときは、右腕を横に水平伸ばすか、あるいは左腕を上に高くあげて下さい。

ご存じですか

